

成蹊大学における研究費の不正使用に係る調査等に関する規則

制 定 2015年3月4日
大 学 評 議 会
最新改正 2015年5月13日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学研究コンプライアンス基本規則第21条の規定に基づき、成蹊大学(以下「本学」という。)において、研究費の不正使用(以下「不正使用」という。)が生じた場合における調査方法、措置等に関し必要な事項を定める。

(情報提供等の受付)

第2条 最高管理責任者は、成蹊大学コンプライアンス基本規則第20条に定める通報窓口への告発又は情報提供(以下「情報提供等」という。)に基づき、不正使用が疑われる場合には、関連する部局長又は部局長の長に代わる者(以下「部局長等」という。)に対して、予備調査を行わせることができるものとする。

2 新聞等の報道機関、研究者コミュニティー、インターネット等により、不正使用の疑いが指摘された場合(不正使用を行ったとする研究者、研究グループ等の氏名又は名称、不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、匿名の情報提供等に準じた取扱いをするものとする。

(予備調査)

第3条 部局長等は、予備調査の指示を受けた場合は、速やかに情報提供等の内容の合理性、本調査の実施可能性等について事実調査を行い、かつ、調査の指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

2 部局長等は、本調査の証拠となり得る関係資料等を保全する措置をとることができる。

(本調査の決定)

第4条 最高管理責任者は、前条第1項の報告に基づき、情報提供等の受付から30日以内に、情報提供等の内容の合理性を確認して本調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を当該事案に係る学外の研究費の配分機関(以下「資金配分機関」という。)に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合は、理由を添えてその旨を情報提供等を行った者(以下「申立者等」という。)に通知するものとする。この場合において、最高管理責任者は、予備調査に関わる資料等を保存し、資金配分機関、文部科学省その他の関係省庁又は申立者等の求めがあった場合には、開示するものとする。

(証拠資料等の保全)

第5条 最高管理責任者は、情報提供等を受けた当該研究活動に関し、不正使用の証拠となる資料等を保全する措置をとるものとする。

(調査委員会)

第6条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、速やかに研究費の不正使用に係る本調査のための調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、委員は、最高責任者がその都度委嘱する。

(1) 本学の教職員

(2) 本学に属さず、かつ、本学と直接の利害関係を有さない法律又は会計の専門知識を有する者

3 委員は、申立者等及び情報提供等の対象となった者(以下「被申立者」という。)と直接の利害関係を有さない者でなければならない。

4 委員会に委員長を置き、委員のうちから最高管理責任者が任命した者をもって充てる。

(本調査の実施)

第7条 調査委員会は、事前に調査方針、調査対象、調査方法等について資金配分機関に報告し、かつ、協議した上で調査を行わなければならない。

2 調査委員会は、不正使用の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正の相当額等について調査するものとする。

3 調査委員会が必要と認める場合は、情報提供等の対象となった研究費のほか、本調査に関連した被申立者の他の研究費も本調査の対象に含めることができる。

(本調査への協力義務)

第8条 調査委員会から本調査への協力を求められた者は、誠実に協力するとともに、虚偽の申告又は証言をしてはならない。

(認定確定前における一時的措置)

第9条 最高管理責任者は、被申立者に対し、必要に応じて調査対象となる研究費の一時的な執行停止を命じることができる。

(不正使用等の認定)

第10条 調査委員会は、本調査の結果に基づき不正使用が行われたか否かの認定を行う。

2 調査委員会は、不正使用が行われたと認定する場合は、不正の内容及び悪質性、関与した者とその関与の程度、不正の相当額その他必要な事項について認定を行う。この場合において、調査委員会は、被申立者等に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(最高管理責任者への報告)

第11条 委員長は、本調査の結果及び認定結果（以下これらを「調査結果」という。）について、調査報告書をもって最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第12条 最高管理責任者は、調査結果について、書面により申立者等及び被申立者（被申立者以外で不正使用に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被申立者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第13条 不正使用を認定された被申立者は、通知された調査結果について、通報窓口を通じて最高管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立ては、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に行うものとし、かつ、書面を通報窓口へ提出することにより行わなければならない。

3 前2項の規定に基づき不服申立てを行った者（以下「不服申立者」という。）は、前項に定める不服申立ての期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

(不服申立ての審査)

第14条 最高管理責任者は、不服申立てを受けた場合は、調査委員会に不服申立ての審査を行わせるものとする。

2 最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、委員を交代し、若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。この場合における調査委員会の構成は、第6条の規定を適用する。

3 調査委員会は、最高管理責任者からの指示に基づき、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査実施の必要性の有無を速やかに決定し、最高管理責任者に報告するものとする。

4 調査委員会は、審査の結果、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと判断した場合は、その旨を最高管理責任者に報告するものとする。この場合において、当該不服申立てが当該事案の引延しや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて報告するものとする。

(再調査の実施)

第15条 前条第3項の審査の結果、調査委員会が再調査の実施を決定したときは、調査委員会は、再調査を行う旨を最高管理責任者に報告するものとする。

2 調査委員会は、再調査に当たって、不服申立者に対して、認定結果を覆すに足るものと不服申立者が思料する資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。

3 調査委員会は、不服申立者から前項の協力が得られない場合には、再調査を実施せず手続を打ち切ることができる。この場合において、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、不服申立者に当該決定を通知するものとする。

4 調査委員会は、第1項に規定する再調査を行う場合は、再調査の開始から50日以内に先の認定結果

を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に認定結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

(認定の確定)

第16条 不正使用の認定は、次の各号に掲げるいずれかの場合をもって確定とする。

- (1) 第12条による通知後、被申立者から不服申立てがなかった場合
- (2) 不服申立てに対し、再調査を実施しないことを決定した場合
- (3) 不服申立てに対する再調査を終えた場合

(理事長への報告)

第17条 前条により不正使用を認定する場合又は不正使用がないとする場合で、情報提供等が申立者等の悪意(被申立者を陥れるため、被申立者が行う研究を妨害するため等、専ら被申立者に何らかの損害を与えること又は本学等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づくものであることが判明したときは、最高管理責任者は、理事長にその旨を報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告を行うに当たり、理事長に対して、成蹊学園の規則等に基づく解任、懲戒処分、契約の解除等を含む適切な措置の検討を要請することができる。

(資金配分機関等への報告)

第18条 最高管理責任者は、情報提供等の受付から210日以内に、本調査の経緯及び概要、本調査の内容、本調査の結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を記載した最終結果報告書を資金配分機関に提出しなければならない。

- 2 期限までに本調査が完了しない場合は、本調査の中間報告書を資金配分機関に提出するものとする。
- 3 本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関及び文部科学省その他の関係省庁に報告するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、資金配分機関が求める場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告書及び調査の中間報告書を当該資金配分機関に提出しなければならない。
- 5 資金配分機関が求める場合は、当該事案に係る資料の提出又は現地調査に応じるものとする。

(認定確定後の措置)

第19条 最高管理責任者は、認定確定後、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 不正使用が行われたとの認定が確定した場合

ア 次の事項の公表を行う。

- (ア) 不正使用に関与した者の氏名及び所属
- (イ) 不正使用の内容
- (ウ) 委員の氏名及び所属
- (エ) 調査の方法・手順等
- (オ) 本学が公表時までに行った措置の内容
- (カ) その他必要と認める事項

イ その他必要な措置を講ずる。

- (2) 不正使用がなかったとの認定が確定した場合は、研究費の執行停止、証拠保全等の措置を解除する。

2 前項の措置のほか、私的流用等行為の悪質性が高いと認められる場合には、刑事告発又は民事訴訟の措置をとるものとする。

(是正措置等)

第20条 最高管理責任者は、不正使用が認定された場合は、部局長等に対し、速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとることを命ずるとともに、必要に応じて本学全体における是正措置等をとるものとする。

2 最高管理責任者は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を資金配分機関、文部科学省その他の関係省庁に対して報告するものとする。

(秘密保護義務)

第21条 調査委員会の委員その他情報提供等の手続に関与した者は、その対応を通じて知り得た内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者、部局長等、委員長その他関係者は、申立者等、被申立者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、当該申立者等、被申立者、調査協力者又は関係者等の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第22条 不正使用に係る情報提供等に関与した者に対して、悪意に基づく情報提供等であることが判明した場合を除き、単に情報提供等を行ったことを理由に、不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 被申立者の研究活動に対して、相当な理由なしに、単に情報提供等が行われたことのみをもって、部分的又は全面的な研究活動の禁止、又はその他不利益な取扱いをしてはならない。

(規則の改廃)

第23条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2015年3月4日制定)

- 1 この規則は、2015年3月4日から施行する。
- 2 不正使用の事実があった時期にかかわらず、前項の施行日以降に通報窓口へ寄せられた告発等に基づき調査を行う場合は、この規則を適用する。
- 3 成蹊大学における研究上の不正行為に関する規則(2007年3月7日大学評議会制定)は、廃止する。

附 則 (2015年5月13日一部改正)

この規則は、2015年5月13日から施行する。